

議第2号議案

春日部市議会委員会条例の一部改正について

春日部市議会委員会条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

平成27年3月12日提出

春日部市議会議員	会 田 幸 一
同	鬼 丸 裕 史
同	海老原 光 男
同	山 崎 進
同	小久保 博 史
同	中 川 朗
同	蛭 間 靖 造
同	矢 島 章 好

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、出席説明の要求の規定を改正したく提案いたします。

## 春日部市議会委員会条例の一部を改正する条例

春日部市議会委員会条例（平成17年条例第209号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p>

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。